

資料編

資料編

富谷市総合交通検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 富谷市における将来のまちづくりを見据えた総合交通施策の基本方針となる「富谷市公共交通ランドデザイン（都市・地域総合交通戦略）」の策定にあたり、市民や各種関係機関及び関係団体等から様々な意見を反映させるため、富谷市総合交通検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「富谷市公共交通ランドデザイン（都市・地域総合交通戦略）」の策定に関する事項
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから富谷市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通事業者
- (3) 大和警察署
- (4) 福祉関係団体
- (5) 住民代表者
- (6) 関係行政機関
- (7) 富谷市職員
- (8) その他委員会の運営上必要と認められる者

2 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、富谷市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、富谷市企画部企画政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

富谷市総合交通検討委員会名簿

令和2年3月1日現在

No.	区分	機関等	職名	氏名	備考
1	学識経験者	公立大学法人宮城大学	教授	徳永 幸之	委員長
2	交通事業者	宮城交通株式会社	次長兼計画課長	鈴木 俊介	
3	交通事業者	一般社団法人 宮城県タクシー協会	大崎支部理事	中村 信男	
4	交通事業者	仙台富士交通株式会社	取締役	多田 康則	
5	住民代表者	明石台第二町内会	町内会長	平岡 政子	
6	東北運輸局	東北運輸局宮城運輸支局	首席運輸企画専門官	佐々木 豊喜	
7	宮城県	宮城県大和警察署	交通課長	菊地 忠之	
8	宮城県	宮城県震災復興・企画部 総合交通対策課	課長	田村 賢治	
9	宮城県	宮城県土木部都市計画課	課長	藤田 仁	
10	市町村	大和町まちづくり政策課	課長	千葉 正義	
11	福祉関係団体	社会福祉法人 富谷市社会福祉協議会	会長	草野 昭徳	
12	富谷市	富谷市	副市長	西村 一慶	副委員長
13	富谷市	富谷市建設部	建設部長	伊藤 正	
14	富谷市	富谷市保健福祉部	保健福祉部長	中山 高子	
15	市町村	仙台市都市整備局 総合交通政策部	部長	石川 健	オブザーバー

委嘱期間：H30. 10. 23からR2. 3. 31まで

都市・地域総合交通戦略要綱

平成21年3月16日
都市・地域整備局長

第一 目的

この要綱は、進展する少子・超高齢社会への対応、交通渋滞の緩和、交通に起因する環境負荷の低減等のため、過度に自家用車利用に依存することなく、徒歩、自転車、公共交通等の各モードが連携し適切な役割分担のもと、望ましい都市・地域像の実現を図る観点から、地方公共団体を中心として、関係機関・団体等が相互に協力し、都市・地域が抱える多様な課題に対応すべく、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るものであり、もって魅力と活力があふれる都市・地域の整備を行うことを目的とする。

第二 協議会

1. 地方公共団体は、都市・地域総合交通戦略（以下「総合交通戦略」という。）に基づく取組を進めようとする場合、関係機関・団体等から構成される協議会を設置することができる。
2. 協議会は、必要があると認めるときは、利用者、地域住民の代表その他必要な者の意見を聴くことができる。
3. 前項の都市を管轄する地方整備局等は、協議会に対し必要な助言その他の援助を行うものとする。

第三 総合交通戦略の策定

1. 地方公共団体又は協議会（以下「協議会等」という。）は、次の各号に掲げる事項を定めた総合交通戦略の作成を行うことができる。
 - (1) 都市における現状及び課題
 - (2) 都市が目指す将来像
 - (3) 総合交通戦略の区域
 - (4) 総合交通戦略の目標
 - (5) 目標達成に必要な施策・事業
 - (6) 関係者の役割分担を踏まえた実施プログラム
 - (7) 推進体制
 - (8) その他必要な事項

2. 協議会等は、前項により策定された戦略を、国土交通大臣に申請し、認定を受けることができる。
3. 国土交通大臣は、前項の申請を受けた場合において、総合交通戦略が次の各号に定める全ての要件に該当すると認められる場合は、当該戦略を認定するものとする。
 - (1) 戦略に基づく施策・事業に関係する多様な実施主体により策定されていること
 - (2) 戦略の目標が、都市が目指す将来像にふさわしいものであること
 - (3) 必要となる施策・事業が前号の将来像の実現に十分なものであること
 - (4) 実施プログラム、推進体制が適切であること
4. 国土交通大臣は、前項の規定により当該計画の認定をしたときは、協議会等に通知するものとする。

第四 支援措置

1. 国は、協議会等に対して、第三3項により認定した戦略に係る施策・事業に対し、予算措置その他の総合的支援を講じるものとする。

用語集

用語	掲載	説明
都市・地域総合交通戦略	1	地方公共団体が、道路管理者、警察、地元経済団体等の関係者で構成される協議会等において、魅力ある将来都市像と、その実現に必要なハード・ソフト一体となった交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通の戦略を策定するための調査。
仙塩都市圏	8	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村
仙塩都市圏北部地域	8	仙台市泉区、富谷市、大和町、大衡村
12時間交通量	21	午前7時から午後7時までに交通量観測地点を通過した自動車類の台数。
24時間交通量	21	午前7時から翌日午前7時または午前0時から翌日午前0時までに交通量観測地点を通過した自動車類の台数。
混雑度	22	交通調査基本区間の交通容量（通過することができる交通量）に対する交通量の比。
平均旅行速度	22	交通調査基本区間を通過する自動車類の平均速度。
仙台都市圏パーソントリップ調査	24	パーソントリップとは、“人(パーソン)の動き(トリップ)”を意味する。パーソントリップ調査は、どのような人がいつ、何の目的で、どこから、どこへ、どのような交通手段で動いたかについて調査し、ある1日の全ての動きをとらえるもの。調査データをもとに、都市圏の交通の実態を総合的に把握・分析し、都市圏の望ましい都市交通のあり方を検討する。宮城県では、仙台市を中心とする18市町村と共同で、『第5回仙台都市圏パーソントリップ調査』を実施。過去4回行われており、平成29年調査は平成14年以来、15年ぶりに実施。
トリップ	24	ある目的(例えば、出勤や買物など)を持って起点から終点へ移動する際の、一方向の移動を表す概念であり、同時にその移動を定量的に表現する際の単位。
パークアンドライド	51	自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、自動車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して、都心部の目的地に向かうシステム。
サイクルアンドバスライド	51	自宅から自転車以最寄りのバス停まで行き、自転車を駐車させた後、バス等の公共交通機関を利用して、都心部の目的地に向かうシステム。
シェアサイクル	51	他の人と自転車をシェア(共有)し、必要なタイミングで自転車を利用するための仕組みや方法。従来のレンタサイクルと違い、シェアサイクルでは複数のサイクルポートで乗降りが可能(登録制)。
MaaS (Mobility as a Service)	51	鉄道やバスといった公共交通のみならず、タクシー、レンタカー、シェアサイクルなども対象に、検索方法やルート案内、支払い方法を一元化し、移動全体を一つのサービスとして提供し、使いやすくする考え。
モビリティ・マネジメント (MM)	51	一人一人のモビリティ(移動)が、個人的にも社会的にも望ましい方向(過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向)へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策。
ガイドウェイ・トランジット	58	バス車両等が専用走行空間(本計画では高架専用道路を想定する)を走行する新たな公共交通システム。
デマンド型交通	61	デマンド(需要)に応じてサービスを提供する乗合の公共交通システム。予約に応じて、ドアツードアあるいはドアツードアに近い形で乗合型で運行する。
P D C A サイクル	74	計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、反映(Action)の流れを次の計画に活かしていくプロセス、マネジメント手法。

富谷市都市・地域総合交通戦略（基本計画）

令和 2 年 3 月

発行：富谷市企画部企画政策課
交通政策推進室

〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田 30 番地
電話：022-358-0517（課代表）
FAX：022-358-2365
E-mail：koutsuu@tomiya-city.miyagi.jp